

令和 8 年度 自主防災組織における防災士資格取得助成金交付概要

【目的・事業内容】

地域の防災リーダーを育成し、地域防災力の向上を図ることを目的として、自主防災組織に対し、防災士の資格を取得するために必要な経費に対し、助成金を交付する事業です。

【助成金交付までの流れ】

1. 令和 8 年 7 月 1 1 日及び同月 1 2 日に下北文化会館にて開講される防災士養成講座※¹を受講し、同日程において実施される防災士資格取得試験に合格する。または、特例制度※²を活用し防災士資格を取得する。
 2. 『自主防災組織におけるむつ市防災士資格取得助成金交付申請書』に必要書類を添付し、市に提出する。
 - ① 防災士認証状又は防災士証の写し
 - ② 助成対象経費の支払を証明する書類
 - ③ 防災士資格取得試験受験票の写し※³
 3. 提出された書類の内容を審査し、適当と認めた場合に助成金の交付を決定及び額を確定し、『自主防災組織におけるむつ市防災士資格取得助成金交付決定通知書兼確定通知書』により通知します。
 4. 通知を受けたら、『自主防災組織におけるむつ市防災士資格取得助成金請求書』を市に提出する。
 5. 市より助成金を交付。
- ※ 1 防災士資格取得に必要な「普通救命講習」は、防災士養成講座のカリキュラムに含まれます。
※ 2 防災、災害対応、応急手当等実績のある方は、特例により講座・試験等が免除される場合があります。詳しくは特定非営利活動法人日本防災士機構 HP をご確認ください。
※ 3 防災士資格取得試験受験票の写しは八戸学院大学から配布されます。

【助成対象経費】

1. 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修期間が実施する講座の受講料
2. 講座受講に必要な教本の購入費
3. 防災士資格取得受験料
4. 防災士認証登録料

【助成金額】

助成対象経費の合計額とする。ただし、助成金の限度額は、**1 組織につき 4 万円**とする。

【申請期限】

令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）必着

【要綱及び各種様式】

むつ市ホームページにて、要綱及び申請様式を掲載しておりますので、ご確認ください。



【注意事項】

- ・ 他会場及び再試験で資格取得した場合は、助成の対象外となります。
- ・ 助成要件を満たす場合、全ての申請者が助成を受けることができます。
- ・ 詳細な要件等は『令和 8 年度自主防災組織におけるむつ市防災士資格取得助成金交付要綱』をご確認ください。